

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日
2019年7月20日



ノムラ THE ASIA

Aコース（米ドル売り円買い）

Bコース（為替ヘッジなし）

ノムラ THE ASIA Aコース

ノムラ THE ASIA Bコース

追加型投信／海外／株式

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

<照会先> 野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

0120-753104 <受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

●ホームページ

<http://www.nomura-am.co.jp/>

●携帯サイト（基準価額等）

<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

野村信託銀行株式会社



ファンド名	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
Aコース (米ドル売り円買い [※])	追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年2回	グローバル (日本を含む)	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
Bコース (為替ヘッジなし)								

※実質的に米ドル売り円買いの為替取引を行ないますが、保有する実質的な外貨建資産について対円での為替ヘッジを行なうことを目的としていません。

*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧頂けます。

<委託会社の情報>

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2019年5月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：36兆5667億円（2019年4月26日現在）

この目論見書により行なうノムラ THE ASIA Aコース/Bコースの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年7月19日に関東財務局長に提出しており、2019年7月20日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ノムラ THE ASIA A コース/B コース 信託終了（繰上償還）について

「ノムラ THE ASIA A コース/B コース」（以下、「各ファンド」といいます。）につきましては、下記の通り信託を終了（繰上償還）することについて、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を実施する予定です。

記

各ファンドは、投資信託約款において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときは、書面決議の成立をもって、受託者と合意の上、信託を終了（繰上償還）させることができると規定しています。

現状、各ファンドは運用資産額が減少してきており、このような状況が継続した場合、本来の運用目標を達成することが困難になっていくと判断されることから、各ファンドの投資信託約款に基づき、信託を終了（繰上償還）することについて書面決議の手続きをとることといたしました。

可決となった場合、各ファンドは 2019 年 12 月 19 日に信託を終了（繰上償還）します。

否決となった場合、各ファンドは信託を終了（繰上償還）しません。

ただし、書面決議の結果によっては、一方のファンドは信託を終了（繰上償還）し、他方のファンドは信託を終了（繰上償還）しない場合があります。

なお、2019 年 7 月 22 日以降のお申込みにより取得された受益権および 2019 年 7 月 19 日以前のお申込みにより換金された受益権については、書面決議における議決権はございません。

また、書面決議の結果、2019 年 12 月 19 日に信託を終了（繰上償還）する場合、2019 年 9 月 14 日以降の取得のお申込み分より、受付を中止いたします。

野村アセットマネジメント株式会社



ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

■ ファンドの特色

主要投資対象

アジア諸国の株式^{※1}（DR（預託証書）^{※2}、上場投資信託証券および償還金額等が株式の価格や株価指数に連動する効果を有するリンク債等を含みます。）を実質的な主要投資対象^{※3}とします。

※1 アジア諸国の株式とは、アジア諸国・地域の企業の株式およびアジアにおいて主要な事業活動に従事しているアジア域外の企業の株式を指します。

※2 Depositary Receipt（預託証書）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

※3「実質的な主要投資対象」とは、外国投資信託や「野村マネー マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

投資方針

ファンドは投資する外国投資信託において、米ドル売り円買いの為替取引を行なう「Aコース」と対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行なわない「Bコース」から構成されています。

- 各々以下の円建ての外国投資信託「ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢ－アジアン・エクイティ」および国内投資信託「野村マネー マザーファンド」を投資対象とします。

ファンド名	投資対象
Aコース (米ドル売り円買い [※])	(外国投資信託) ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢ－アジアン・エクイティ －クラス A (国内投資信託) 野村マネー マザーファンド
Bコース (為替ヘッジなし)	(外国投資信託) ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢ－アジアン・エクイティ －クラス B (国内投資信託) 野村マネー マザーファンド

※Aコースにおける「米ドル売り円買い」とは、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。したがって、保有する実質的な外貨建資産について対円で為替ヘッジを行なうことを目的としていません。詳しくは、後述の「為替変動リスク」をご覧ください。

- 通常の状況においては、「ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢ－アジアン・エクイティ」への投資を中心とします[※]が、投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

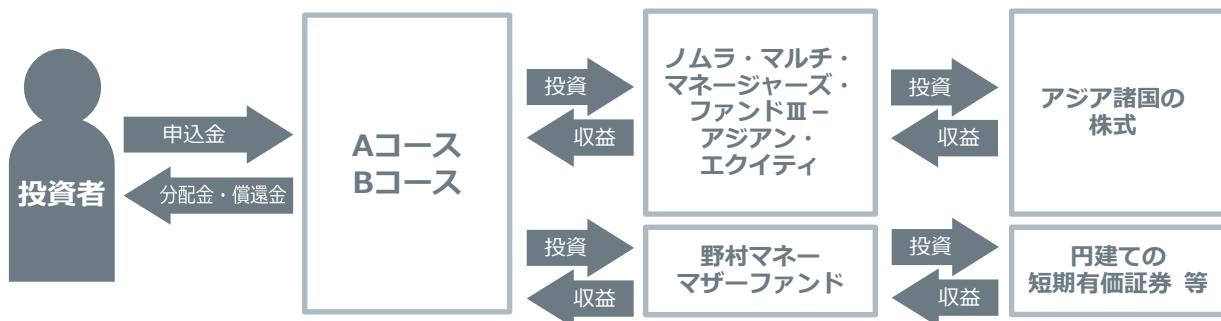
※通常の状況においては、「ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢ－アジアン・エクイティ」への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

- ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

投資対象とする外国投資信託の概要

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIII-アジアン・エクイティ-クラスA/クラスB
(ケイマン諸島籍円建外国投資信託)

<運用の基本方針>

主要投資対象	アジア諸国の株式※（DR（預託証書）、上場投資信託証券および償還金額等が株式の価格や株価指数に連動する効果を有するリンク債等を含みます。） ※アジア諸国の株式とは、アジア諸国・地域の企業の株式およびアジアにおいて主要な事業活動に従事しているアジア域外の企業の株式を指します。
投資方針	<ul style="list-style-type: none">・アジア諸国株式（DR（預託証書）、上場投資信託証券および償還金額等が株式の価格や株価指数に連動する効果を有するリンク債等を含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。・投資顧問会社が、アジア諸国の株式の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。・副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、アジア諸国の株式の運用において優れていると判断した運用会社を選定します。・投資顧問会社は選定した副投資顧問会社およびファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。・クラスAについては、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。・クラスBについては、組入外貨建資産について原則として為替ヘッジを行ないません。 <p>*投資顧問会社は、副投資顧問会社の選定および信託財産の配分比率決定にあたり、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社より助言を受けます。</p>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none">・株式への投資割合には制限を設けません。・投資信託証券（上場投資信託証券を除く。）への投資割合は、ファンドの純資産総額の5%以内とします。・ファンドの純資産総額の10%を超えて借入れを行なうことはできません。（合併等により、一時的に10%を超える場合を除く。）・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
収益分配方針	毎月、投資顧問会社と協議の上、受託会社の判断により、分配を行なう方針です。
償還条項	当初設定日（2015年6月30日）より3年経過後において、全クラスの合計の純資産残高が50億円を下回った場合にはファンドを、各クラスの純資産総額が50億円を下回った場合には当該クラスを、それぞれ償還する場合があります。
<主な関係法人>	
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
管理事務代行会社	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー
保管銀行	
<副投資顧問会社> ※後述をご参照ください。	
<管理報酬等>	
信託報酬	純資産総額の1.00%（年率）
申込手数料	なし
信託財産留保額	1口につき純資産価格の0.3%（当初1口=1万円）
その他の費用	信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息など。 ファンドの設立に係る費用（3年を超えない期間にわたり償却）。

上記のほか、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。



ファンドの目的・特色

●副投資顧問会社

名 称	Manulife Asset Management (Hong Kong) Limited NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED Robeco Hong Kong Limited
-----	--

※上記の各副投資顧問会社は、2019年7月19日現在のものであり、投資顧問会社の投資判断その他の理由により、適宜増減および入替が行なわれる可能性があります。

「野村マネー マザーファンド」について

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

スイッチング

「Aコース」「Bコース」間でスイッチングができます。

(販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。)

主な投資制限

株式への投資割合	株式への直接投資は行いません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への直接投資は行いません。
デリバティブの利用	デリバティブの直接利用は行いません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

分配の方針

原則、毎年4月および10月の27日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。



* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク	ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
為替変動リスク	「B コース」が投資する「ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢ－アジアン・エクイティ－クラス B」においては、原則として対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行ないませんので、為替変動の影響を受けます。 「A コース」が投資する「ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢ－アジアン・エクイティ－クラス A」においては、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として当該クラスの純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。したがって、保有する実質的な外貨建資産について対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行なわないため、為替変動の影響を受けます。例えば、ファンドが実質的に米ドル以外の通貨建資産を保有している場合には、当該通貨に対する円の為替変動の影響を受けます。また、実質的な外貨建資産にかかる通貨に対する円高と、米ドルに対する円安が同時に進行した場合等には、双方の為替変動の影響による二重の損失が発生する場合等があります。 円金利が米ドルの金利より低い場合、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）がかかるため、基準価額の変動要因となります。 各ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。
債券価格変動リスク	債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。



投資リスク

■ その他の留意点

- ◆ ファンドのお取引に関しては、**金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。**
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 各コースが各々投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、当該コースを繰上償還させます。
- ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。
上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。
- 金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを取り消す場合があります。
- ファンドが投資対象とする外国投資信託は、投資顧問会社がアジア諸国の株式の運用を行なう副投資顧問会社の選定および入替等を行ないます。副投資顧問会社の増減および入替を行なう際には、一時的にアジア諸国の株式への投資比率が低下する場合があります。
- 外国投資信託の各副投資顧問会社は、投資顧問会社によって配分された信託財産にかかるアジア諸国の株式の運用にあたり、個別銘柄について各々異なる投資判断を行なう場合があるため、当該外国投資信託においては、結果として同一銘柄について同時あるいは近いタイミングで買付と売却が発生する場合があります。
- 店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響をうけ、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。
- ファンドは2019年12月19日に信託を終了（繰上償還）することとなる場合、当該償還の日までの運用においては、委託会社の判断により、償還を念頭に組入れ資産の資金化を図ってまいります。この結果、主要投資対象への投資比率は低下していきます。
また、信託を終了しないこととなる場合には、少額の運用資産額で運用を継続することが困難なため、当初予定していた商品性を維持することが出来ない場合があります。



投資リスク

■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考查および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

● パフォーマンスの考查

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查（分析、評価）の結果の報告、審議を行なっています。

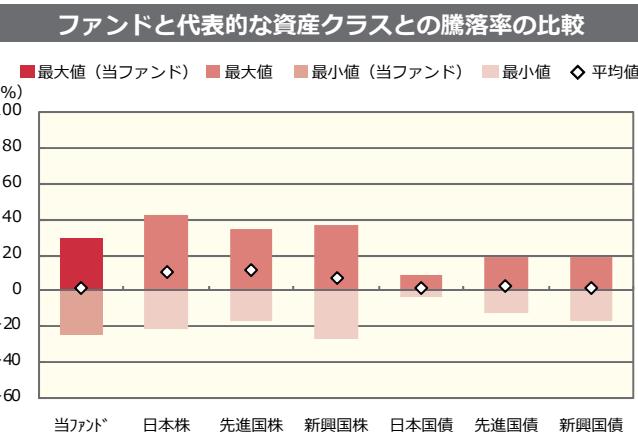
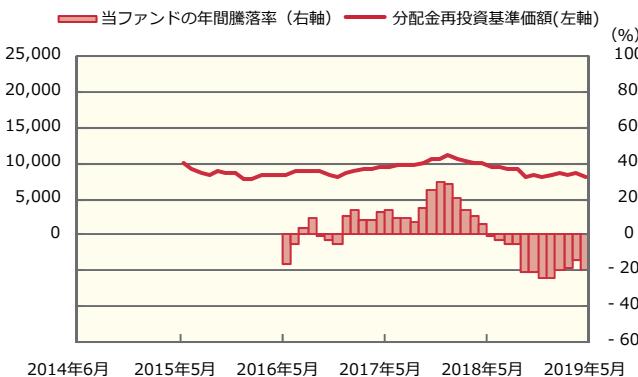
● 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

■ リスクの定量的比較 (2014年6月末～2019年5月末：月次)

Aコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

* 年間騰落率は、2016年6月から2019年5月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2014年6月から2019年5月の5年間（当ファンドは2016年6月から2019年5月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

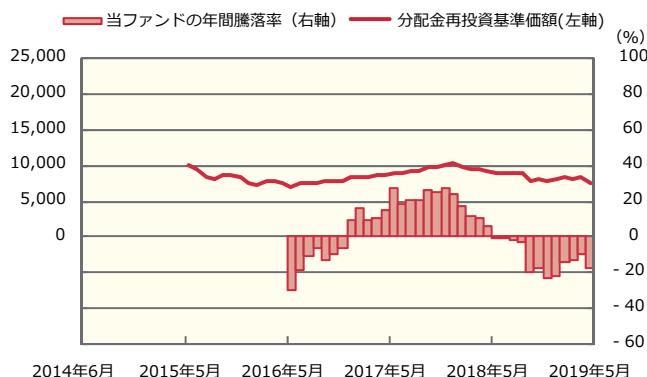
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	29.1	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 24.8	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	1.3	10.0	11.4	7.6	2.0	3.0	1.4



投資リスク

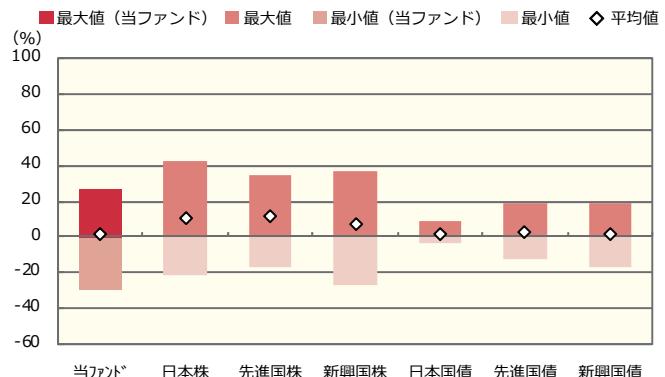
Bコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2014年6月 2015年5月 2016年5月 2017年5月 2018年5月 2019年5月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	26.9	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 29.5	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	1.5	10.0	11.4	7.6	2.0	3.0	1.4

*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

*年間騰落率は、2016年6月から2019年5月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2014年6月から2019年5月の5年間(当ファンドは2016年6月から2019年5月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指標>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■ 代表的な資産クラスの指標の著作権等について ■

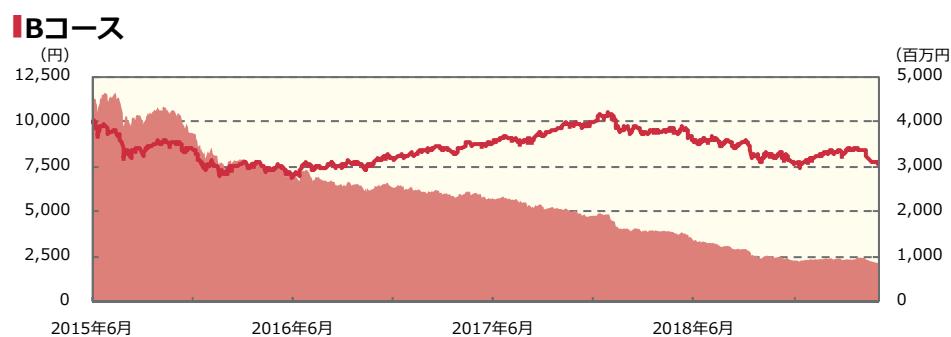
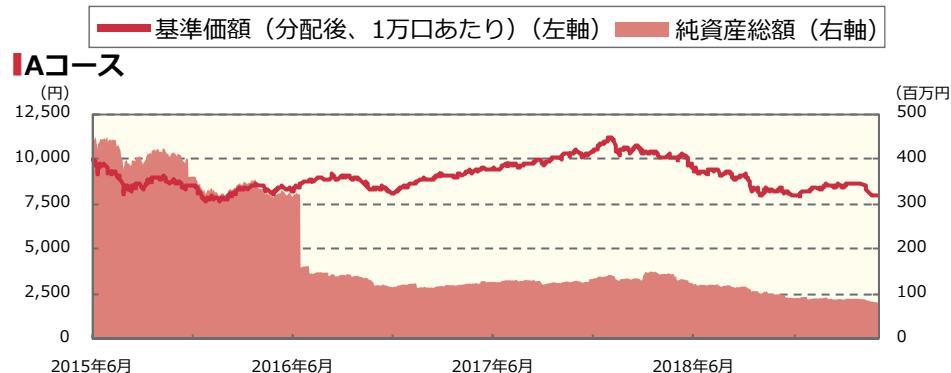
- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（株東京証券取引所）の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関しあ切責任を負いません。
- FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指標に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
- JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指標」と呼びます）についてここに提供された情報は、指標のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファームーション、或いは指標に関する何らかの商品の価値や値段を決めるものではありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものではありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますか、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットマークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指標スパンサー」）は、指標に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指標に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指標スパンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指標スパンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指標は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指標に付随する情報について保証するものではありません。指標は指標スパンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指標スパンサーに帰属します。
- JPMSLLC は NASD, NYSE, SIPC の会員です。JPMorgan は JP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)



運用実績 (2019年5月31日現在)

■ 基準価額・純資産の推移 (日次: 設定来)



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

■ Aコース

2019年5月	0 円
2018年10月	0 円
2018年4月	10 円
2017年10月	10 円
2017年4月	0 円
設定来累計	20 円

■ Bコース

2019年5月	0 円
2018年10月	0 円
2018年4月	0 円
2017年10月	0 円
2017年4月	0 円
設定来累計	0 円

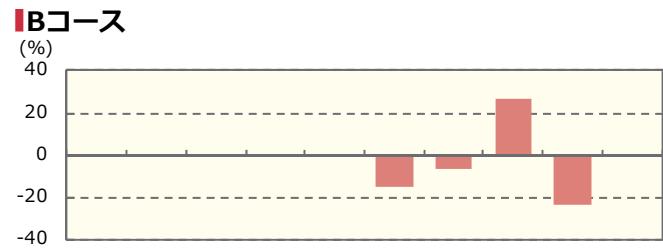
■ 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率 (上位)

順位	銘柄	国/地域	投資比率 (%)	
			Aコース	Bコース
1	ISHARES MSCI IND ETF	米国	3.4	3.4
2	ICICI BANK LTD SP ADR	インド	3.2	3.2
3	CHINA CONSTRUCTION BANK H	中国	2.6	2.7
4	SAMSUNG ELECT CO LTD N/VOTING	韓国	2.5	2.5
5	MEDIATEK INCORPORATION	台湾	1.9	2.0
6	SWIRE PACIFIC-A	香港	1.9	1.9
7	HAIER ELECTRONICS GROUP CO	香港	1.9	1.9
8	INFOSYS LTD ADR	インド	1.8	1.9
9	KB FINANCIAL GROUP INC	韓国	1.7	1.7
10	CHINA MOBILE LTD	香港	1.6	1.6

・国/地域は原則発行国・地域で区分しております。

■ 年間收益率の推移 (曆年ベース)



- ・ファンドの年間收益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2015年は設定日（2015年6月29日）から年末までの收益率。

- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2019年は年初から運用実績作成基準日までの收益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。 ●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。 ●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。



手続・手数料等

■ お申込みメモ

購入単位	1万口以上1口単位（当初元本1口=1円）または1万円以上1円単位 (購入コースには、分配金を受取る一般コースと、分配金が再投資される自動けいぞく投資コースがあります。原則、購入後に購入コースの変更はできません。)
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)
購入代金	原則、購入申込日から起算して7営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
購入に際して	販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。
換金単位	1口単位または1円単位
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金代金	原則、換金申込日から起算して7営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。 なお、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。
申込締切時間	午後3時までに、販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	2019年7月20日から2019年9月13日まで
換金制限	大口換金には制限を設ける場合があります。
スイッチング	「Aコース」「Bコース」間でスイッチングができます。 スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。 (販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。)
申込不可日	販売会社の営業日であっても、申込日当日が下記のいずれかの休業日に該当する場合は12月24日である場合には、原則、購入、換金、スイッチングの各お申込みができません。 ・オーストラリア証券取引所 ・香港取引決済所 ・シンガポール証券取引所 ・ルクセンブルグの銀行
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を中止すること、および既に受けた購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	2026年4月27日まで (2015年6月29日設定) 【信託の終了】 ファンドは2019年12月19日に信託を終了(線上償還)する予定です。
繰上償還	各ファンドにつき、主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、償還となります。また、やむを得ない事情が発生したとき等は、償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年4月および10月の27日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回の決算時に分配を行ないます。(再投資可能)
信託金の限度額	各ファンドにつき、5000億円
公告	原則、 http://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。



手続・手数料等

課 税 関 係	<p>課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用はありません。</p> <p>*上記は2019年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。</p>
---------	--

※購入、換金、スイッチングの各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■ ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																				
購入時手数料		購入価額に 3.24%（税抜3.0%）以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。) 購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。																		
信託財産留保額		換金時に、基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。																		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																				
運用管理費用 (信託報酬)		信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬率の配分は下記の通りとします。																		
支払先 および 役務分 の内 容 (税 抜)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">信託報酬率</th> <th>年1.08%（税抜年1.00%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">委託会社</td><td>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等</td><td style="text-align: right;">年0.27%</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">販売会社</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等</td><td style="text-align: right;">年0.70%</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">受託会社</td><td>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等</td><td style="text-align: right;">年0.03%</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">投資対象とする外国投資信託の信託報酬率</td><td style="text-align: right;">年1.00%</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">実質的な負担^(注)</td><td style="text-align: right;">年2.08% 程度（税込）</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) ファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。</p>	信託報酬率		年1.08%（税抜年1.00%）	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	年0.27%	販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	年0.70%	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等	年0.03%	投資対象とする外国投資信託の信託報酬率		年1.00%	実質的な負担 ^(注)		年2.08% 程度（税込）
信託報酬率		年1.08%（税抜年1.00%）																		
委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	年0.27%																		
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	年0.70%																		
受託会社	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等	年0.03%																		
投資対象とする外国投資信託の信託報酬率		年1.00%																		
実質的な負担 ^(注)		年2.08% 程度（税込）																		
その他の費用・手数料		その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 <ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ファンドに関する租税等 																		



手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

* 上記は2019年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

* 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

* 法人の場合は上記とは異なります。

* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



追加的記載事項

● ファンドの名称について

「ノムラ THE ASIA A コース」に「(米ドル売り円買い)」、「ノムラ THE ASIA B コース」に「(為替ヘッジなし)」を付記する場合があります。